

# 告 示

## 埼玉県選管告示第五十三号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和五年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長

岡 田 昭 文

選挙長

埼玉県川越市

岡 田 昭 文

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県三郷市

山 下 勝 矢